

第3期箕輪町総合福祉計画

第4期地域福祉計画

箕輪町老人福祉計画・第7期介護保険事業計画

箕輪町障がい者計画・第5期障がい福祉計画

第1期障がい児福祉計画

(平成30年度～32年度)

平成30年(2018年)4月

長野県箕輪町

はじめに

～支え合い、心豊かに暮らせる福祉のまちを目指して～



このたび箕輪町では、平成30年4月から平成32年度までの3年間を計画期間とする「第3期箕輪町総合福祉計画」を策定しました。

現在、我が国は、急速な人口減少と世界に例を見ない超高齢社会を迎え、将来に向けた社会保障制度の在り方や福祉施策等について多くの課題を抱えていることから、早急に、より具体的な方向を定めなければならない状況に迫られています。

私たちの地域を見ましても、少子高齢化はもとより社会構造の複雑化により、社会的孤立や生活困窮、虐待や孤立死、精神的疾患の増加や子どもの貧困など地域が抱える福祉課題は多様化・複雑化を増し、様々な課題が顕在化しています。

また、2025年問題に象徴されますように、高齢者のみの世帯や高齢者一人世帯の増加などから、地域の中で支援を必要とする人が今後ますます増えていくことが想定されますが、従来の社会保障制度や行政施策だけでは、その対応には限界があるものと考えています。

こうした中、一方では、近年の大規模災害等を機に、地域のつながりや人と人の絆の大切さが改めて認識されており、今後、再び地域の連帯感を取り戻し、互いに支え合い、安心して暮らせる地域づくりを積極的に進めることがますます重要になるともの思われます。

本計画は、「みんなで創る、未来につながる、暮らしやすい箕輪町」を将来像として掲げた「箕輪町第5次振興計画」の理念のもと、福祉施策の基本目標を定め、継続的かつ着実に取り組むべき施策を明らかにするために、関係する6計画を一本化し総合福祉計画として策定するものです。

町では、今後、本計画を強力で推進することにより、地域における助け合い・支え合いの体制を構築・発展させ、将来に向けて安心して生活を送れる地域づくりを町民の皆様とともに進めたいと考えており、地域をはじめ関係する皆さんの深いご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力賜りました箕輪町総合福祉計画策定委員の皆様をはじめ、各計画の部会員の皆様並びに関係機関、町民の皆様から感謝申し上げます。

平成30年 4月

箕輪町長 白鳥政徳

目 次

ページ

I 総論

第1章 総合福祉計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け	2
1 地域福祉計画	2
2 老人福祉計画及び介護保険事業計画	2
3 障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画	3
第3節 計画の基本理念と基本方針	4
1 計画の基本理念	4
2 計画の基本方針	4
第4節 日常生活圏域	5
第5節 計画の期間	5
第6節 計画の体系	5
第2章 町の概要	6
第1節 地勢	6
第2節 歴史・沿革	6
第3節 人口推移	7
第4節 医療・国民健康保険	8
第5節 子育て支援	8
第6節 教育・生涯学習・公民館	9
第7節 防災等の体制	9
第8節 交通機関	9
第9節 産業・商業の現状	10
第10節 社会福祉協議会の現状	10

II 各論

第1章 地域福祉計画	11
第1節 地域福祉の現状と課題	11
1 権利擁護関係相談の状況	11
2 虐待に関する状況	12
(1) 養護者による高齢者虐待の状況	12
(2) 要介護施設従事者等による高齢者虐待の状況	13
(3) 養護者による障がい者虐待の状況	13
(4) 障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況	13

(5) 児童虐待の状況	14
3 生活保護世帯及び母子父子家庭の状況	15
4 住民支え合い活動・災害時避難支援	16
5 身近な地域での福祉活動拠点	18
6 地域の人と人のつながりを強化する地区組織活動	19
(1) 地域包括ケアシステムの構築	19
(2) 地域の支え合いの取組み	20
(3) 食生活改善推進協議会	24
(4) 保健補導員会	24
(5) ボランティア活動	25
(6) ボランティアセンター	27
第2節 地域福祉の基本方針と目標	28
1 基本方針	28
2 基本目標	28
第3節 基本目標の具体的取組み	29
基本目標1 支え合い・助け合いの地域づくり	29
1) 地域のつながり強化・支え合いの体制づくり	29
2) 地域福祉推進のためのボランティアの育成と活動の推進	30
3) 地域福祉のネットワーク構築	30
4) 社会参加、交流の場づくり	31
基本目標2 安全で安心して暮らせる地域づくり	32
1) まちのバリアフリーの推進	32
2) 犯罪のないまち・災害に強いまちづくり	32
3) 個人の人権をまもる	33
4) こころのバリアフリーの推進	34
基本目標3 だれもが利用しやすい福祉サービス・相談体制の充実	34
1) 総合的相談体制の充実	35
2) 必要な情報の共有と仕組みづくり	35
3) 多様な福祉サービスの展開・推進	36
第2章 老人福祉計画、第7期介護保険事業計画	
第1節 計画の基本的な考え方	37
1 計画策定の背景と趣旨	37
2 介護保険制度改正の経緯	40
第2節 高齢者福祉の現状と課題	43
1 高齢者の現状	43
2 要介護認定者の現状	46
3 高齢者アンケートの結果について	49

第3節	高齢者福祉事業	65
1	生きがいつくり・社会参加の推進	65
2	高齢者の住まいの安定的な確保	66
第4節	介護保険事業	67
1	給付実績の現状	67
第5節	介護保険事業計画の概要	70
1	人口及び被保険者数の推計	70
2	要介護（要支援）認定者数の推計	70
3	サービス利用者数及び利用量の見込みの推計	71
	(1) 居宅介護サービスの見込量	71
	(2) 地域密着型サービスの見込量	73
	(3) 介護保険施設サービスの見込量	73
	(4) 介護予防サービスの見込量	74
第6節	介護給付費等対象サービスの計画	76
1	介護給付費の見込み	76
2	介護予防給付費の見込み	77
3	給付費の見込み	78
4	施設・居宅サービスの給付費の推計値	78
5	サービス基盤整備（広域分・地域密着分）	79
6	介護サービス見込量の確保のための方策	82
第7節	箕輪町が取り組む地域包括ケアシステム	85
1	現状と課題	85
2	基本理念と基本的視点	86
3	2025年に向けた地域包括ケアシステム構築の取組み	88
4	第7期介護保険事業計画における 地域包括ケアシステム構築の取組み	89
5	地域包括ケアシステムを推進するための方策	90
第8節	地域支援事業の具体的な取組み	93
1	介護予防事業	93
	(1) 介護予防・日常生活支援総合事業	93
	(2) 介護予防事業の推進	97
2	包括的支援事業	102
	(1) 地域包括支援センター	102
	(2) 第1号介護予防支援事業	103
	(3) 介護保険外のサービスを含む高齢者の家族を対象とする 総合的な相談・支援	104
	(4) 高齢者の虐待防止や人権及び財産を守る権利擁護	105
	(5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援	106

(6) 地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議の充実	107
(7) 在宅医療・介護の連携の推進	108
(8) 生活支援サービスの体制整備	109
(9) 認知症高齢者を支援する施策の推進	111
3 任意事業	113
(1) 介護給付費等適正化事業	113
(2) 家族介護支援事業	114
(3) 地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業	115
4 市町村独自事業	116
(1) 市町村特別給付・保健福祉事業	116
(2) その他の事業	116
5 地域支援事業に要する費用の額及びその見込量確保のための方策	118
(1) 総合事業サービス見込量	118
(2) 介護給付等の適正化への取組み及び目標設定	119
(3) 地域支援事業の分析及び評価	119
(4) 必要な介護人材の確保、育成	119
第9節 第1号被保険者保険料	120
1 保険料算定の考え方	120
2 保険料	120
3 保険料変動の主な要因	120
4 低所得者の保険料軽減割合	122
第3章 障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画	125
第1節 計画の概要	125
第2節 障がい福祉の現状と課題	126
1 障害者手帳所持者数の推移	126
2 障がい別区分・等級内訳	126
3 障がい福祉サービス給付費・地域生活支援事業費の推移	128
4 障がい者（児）を支える体制について	130
5 障がい者の居住の場、日中活動の場について	131
第3節 障がい福祉の基本方針と目標	132
1 基本方針	132
2 基本目標	132
第4節 基本目標の具体的取組み	133
1 地域の一員として、地域で暮らすための支援体制整備	133
(1) 相談支援体制の更なる充実	133
(2) 福祉サービスの充実	133
(3) 日中活動の場の充実	134

(4) 居住の場の充実	134
(5) 就労支援の拡大	135
(6) 障がい者（児）の権利擁護	135
(7) 福祉サービスの適正な給付管理	136
2 障がい児等の健やかな育成のための発達支援	136
(1) 障がい児等相談支援体制の充実	136
(2) 療育支援	137
3 総合的支援の推進	138
(1) 義務教育後の支援	138
(2) 障がい予防・医療連携	139
4 安心して暮らせる環境づくり	139
(1) 要援護者の緊急時対策	139
(2) 障がい者（児）への理解、交流機会の充実	140
第5節 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の概要	
(目標値、サービス見込量等)	141
1 主たる目標値	141
2 事業目標値（サービス見込量）	142
(1) 訪問系サービス	142
(2) 日中活動系サービス	142
(3) 施設系サービス	142
(4) 相談支援	143
(5) 障がい児支援	143
3 基盤整備見込量	144
(1) 障がい福祉サービス	144
(2) 障がい児支援	144
4 地域生活支援事業の概要	145
(1) 相談支援事業	145
(2) コミュニケーション支援事業	145
(3) 日常生活用具給付事業	145
(4) 移動支援事業	146
(5) 訪問入浴サービス事業	146
(6) 日中一時支援事業	146
(7) 障がい者自動車運転免許取得費助成金交付事業	147
(8) 障がい者自動車改造費助成金交付事業	147
(9) 成年後見制度利用支援事業	147
5 地域生活支援事業のサービス見込量	148
別表1 自立支援給付事業一覧	150
別表2-1 日常生活用具給付基準額	152

別表2-2 難病患者等日常生活用具給付事業の対象種目等	154
別表3 移動支援事業基準給付額	155
別表4 日中一時支援事業基準給付額	155
用語解説	用語解説 1～7

資料

総合福祉計画策定委員会規則

総合福祉計画策定経過

箕輪町総合福祉計画策定委員会 委員・部会員名簿

I 総論

第 1 章 総合福祉計画策定にあたって

第 1 節 計画策定の趣旨

箕輪町では、2010 年（平成 22 年）頃から自然減を中心とした人口減少・少子高齢化が顕著になり、時代の転換期を迎えています。それに伴い困りごとを抱える人・世帯が増える一方で、担い手不足による地域コミュニティの弱体化等、様々な問題が懸念されます。町では、平成 28 年 2 月に「箕輪町第 5 次振興計画*」を策定し、町民が望む「箕輪町の将来像」の実現に向けて、町民の理解、協力のもと、新しい時代に対応したまちづくりを進めています。そしてその中で、町に住む人誰もが、この地域で、共に生き、支えあい、安心して暮らすことのできる福祉と健康のまちづくりを目指しています。

2016 年 4 月に発生した熊本地震、2017 年 7 月に発生した九州北部豪雨等による被害では、家庭や地域社会の人的つながりの必要性を再認識させられ、同時に防災を含む地域コミュニティの在り方と住まいを含む地域生活環境の見直しが迫られています。

少子高齢化に伴い日常生活の中で支援を必要としている人、地域の中で孤立している人や支援を必要としていても声があげられない人など、地域の中でも困りごとを抱えている人が増えています。地域で生活する住民が抱える様々な福祉課題を解決するために、地域住民の参加のもと、地域にあるさまざまな社会資源を活用して、日常的な見守りをしたり、サービスを提供したり、支援していくことが求められています。

また、厳しい経済状況と就労環境の変化の中で失業者や生活保護受給者の増加、そして若年世代の就職難民の増加など、経済的な格差も年々拡大し、高齢者、障がいのある方をはじめ、生活上支援を要する人は一層厳しい状況に追い込まれています。それに伴い、地域では自殺やうつ病、児童・高齢者虐待の増加など、町の福祉行政施策だけでは対応が困難な課題も生じてきています。このように福祉のほか、医療、雇用・就労、家計、権利擁護等多様で複合的な課題を抱える世帯が増加しており、包括的な相談支援体制が求められています。

箕輪町の人口は、平成 20 年の 26,550 人をピークに減少していますが、その一方で 65 歳以上の高齢者人口は 7,000 人を超え、3 割弱が 65 歳以上となっており、後期高齢者*が増加する平成 37 年（2025 年）に高齢社会のピークを迎えると予測されています。

しかし、高齢者の生活を支える年金等社会保障制度は流動的であり、医療保険、介護保険を含む社会保障費の増加、医療・介護サービス利用時の受益者負担などの増加により、高齢者の生活はより一層厳しいものとなっています。

このような状況から、団塊の世代が 75 歳に到達する 2025 年を目途に、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシ

システム*」の推進に引き続き取り組んでいく必要があります。

また、障がい者に対しては、平成 25 年（2013 年）の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下：障害者総合支援法*）により、国の基本サービス（自立支援給付）と市町村独自のサービス（地域生活支援事業）により、「共生社会の実現」や「可能な限り身近な地域で必要な支援を受けられる」といった法の基本理念に基づき、日中活動や居宅生活などの支援を行っています。

しかし、障がいの疑いがある方に目を向けると、個性とも特性とも言われ、明確に判断できない発達上の障がいにより社会生活に支障をきたしている方への理解と支援、その保護者への支援や二次障がい*への支援が課題となっています。障がいの有無に関わらず、ともに支え合い地域で暮らすための施策の展開が求められています。

「第 3 期箕輪町総合福祉計画」は、こうした状況を踏まえて、これまでの各施策の検証や課題抽出を行い、住民一人ひとりが健康で生きがいを持って活躍できる社会を目指すとともに、地域での支えあいの取組みをさらに深化・推進させ、持続可能な福祉サービスの確保を図るため、町の福祉の総合的な方向性等を示す計画として策定するものです。

第 2 節 計画の位置付け

この計画は、箕輪町第 5 次振興計画を上位計画とし、地域福祉に係る地域福祉計画、高齢者福祉に係る町老人福祉計画・介護保険事業計画、障がい者福祉に係る町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の全てを含み、国・県・町の各種計画等と整合性を図り、箕輪町第 5 次振興計画の施策を具体化する計画として策定します。

1 地域福祉計画

社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条の規定に基づく、市町村地域福祉計画において、箕輪町における地域福祉を推進するための施策展開の基本となる計画となります。

また、町の地域福祉活動を推進するため、箕輪町社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と地域福祉計画は、目指すべき方向性を同じくするため、相互に連携・補完し合う関係にあります。

2 老人福祉計画及び介護保険事業計画

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 第 1 項及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条第 1 項の規定に基づく老人福祉計画及び介護保険事業計画により介護保険対象サービスと対象外の福祉サービス等を総合的・一体的に提供するために策定するものです。

老人福祉計画は、健康な高齢者の一層の健康保持増進を図り、虚弱な高齢者に対し

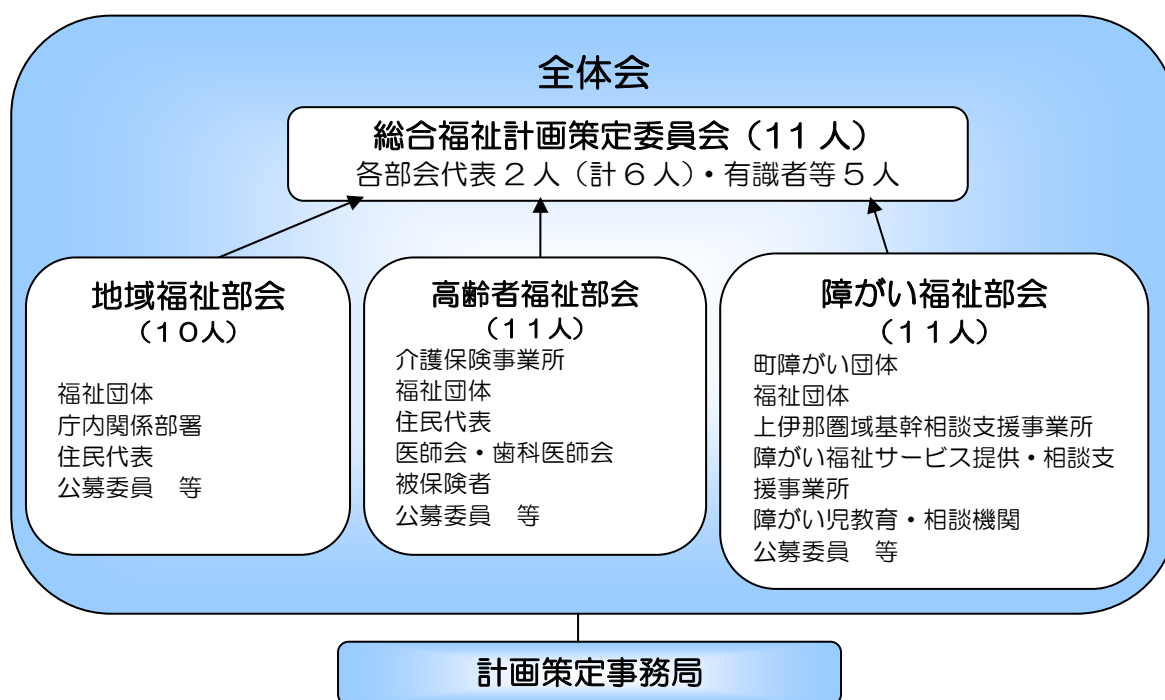
ではできるだけ要介護状態にならないように、健康づくりと介護予防に努めるための福祉施策やその目標を明らかにするものとし、介護保険サービス以外の高齢者福祉施策の実施計画を対象としています。

介護保険事業計画は、計画期間（平成 30 年度～平成 32 年度）内における介護保険サービスの必要量の見込みや供給の確保策、事業者間の連携の確保、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを進める地域包括ケアシステムの構築等介護保険対象サービスと対象外のサービス等を総合的・一体的に提供するために策定するものです。

3 障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画

障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づき、障害者計画及び障害福祉計画において、箕輪町における障がい者・児等の施策に関する計画を策定します。これまでの検証を踏まえ、障がい者等の更なる自立を目指し、住み慣れた地域で、共生社会の実現に向けた取り組みの成果目標・活動指標を設定します。

また、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 の規定に基づき、障害児福祉計画において、障がい児等（18 歳未満）の施策として、障がい児の健やかな育成のための発達支援について、今後の提供体制の確保を図るために成果目標・活動指標を設定し、明確な支援の指針とします。



第3節 計画の基本理念と基本方針

1 計画の基本理念

箕輪町第5次振興計画「みんなで創る、未来につながる、暮らしやすい箕輪町」では3つの基本理念を掲げ、行政と町民みんなが心をつなげて人口減少時代への挑戦“箕輪チャレンジ”に取り組めます。箕輪チャレンジでは、具体的な目標「チャレンジ目標」を設定し、目標を達成するために基本計画を策定し、福祉施策を推進します。そこで、当計画においても基本計画で掲げた「支え合い、健やかに心豊かに暮らせるまち」を計画の基本理念とします。

2 計画の基本方針

基本理念である「支え合い、健やかに心豊かに暮らせるまち」を各計画内で実現するために、次の3つを基本方針とします。

地域福祉

住民一人ひとりが互いに支え合うという意識を持ち、助け合いながら隣近所の結びつきを深め、地域が一体となってまちづくりを進めていくために、

「共に生き、支え合う福祉のまちづくり」

を目指します。

老人福祉

高齢者世帯や認知症の方の増加、さらに団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えて、地域に暮らす住民一人ひとりが高齢者の暮らしや介護を自分の問題として捉え、地域と多様な主体が連携し、

「高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちづくり」

を目指します。

障がい福祉

障がいは多種多様であり、年齢も幼児期から高齢期までと幅がありますが、誰もが地域を構成する一員です。個々の能力を最大限に発揮し、その人らしく自立した生活を送ることができる地域社会をつくるために、

「障がい者（児）等が共に暮らせるまちづくり」

を目指します。

第4節 日常生活圏域

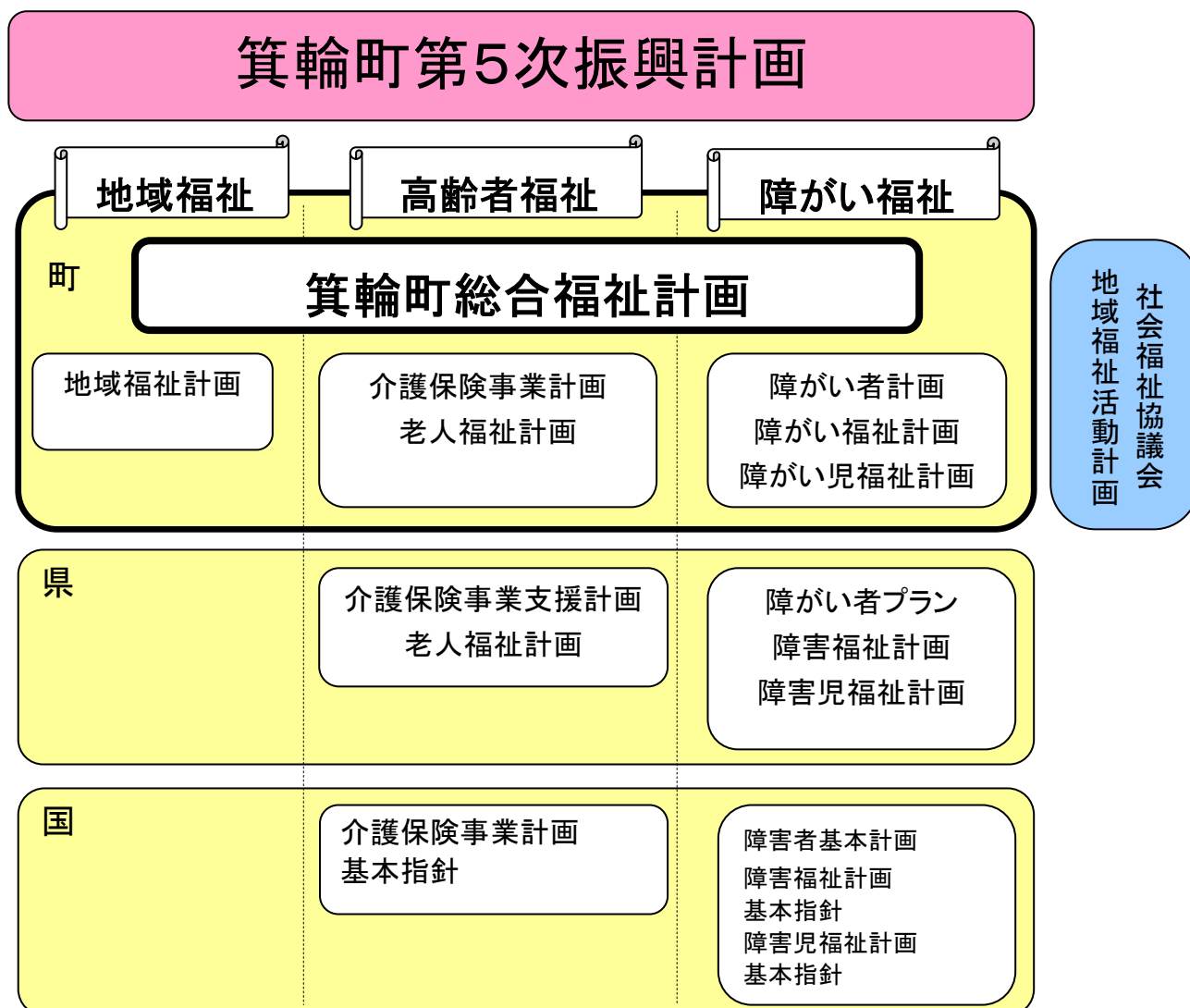
箕輪町は地理的に役場（地域包括支援センター*）から半径5キロ以内に15の区と8つの保育園、5つの小学校、1つの中学校があります。

また、公共交通機関の町内巡回バスの一基点として役場（地域包括支援センター設置）があり、交通弱者でもある高齢者等が相談するにしても利便性が良いことから、中学校区を単位とした町全体を一つの圏域として設定します。

第5節 計画の期間

この計画の期間は、3年1期を基本とした計画としているため、本計画の期間は平成30年度～32年度までの3ヵ年とし、関係する法令等の改正、社会保障制度の変更等があった場合は、他の関連する計画との整合性を図りながら、計画期間中の成果を踏まえた上で必要な見直しを行います。

第6節 計画の体系



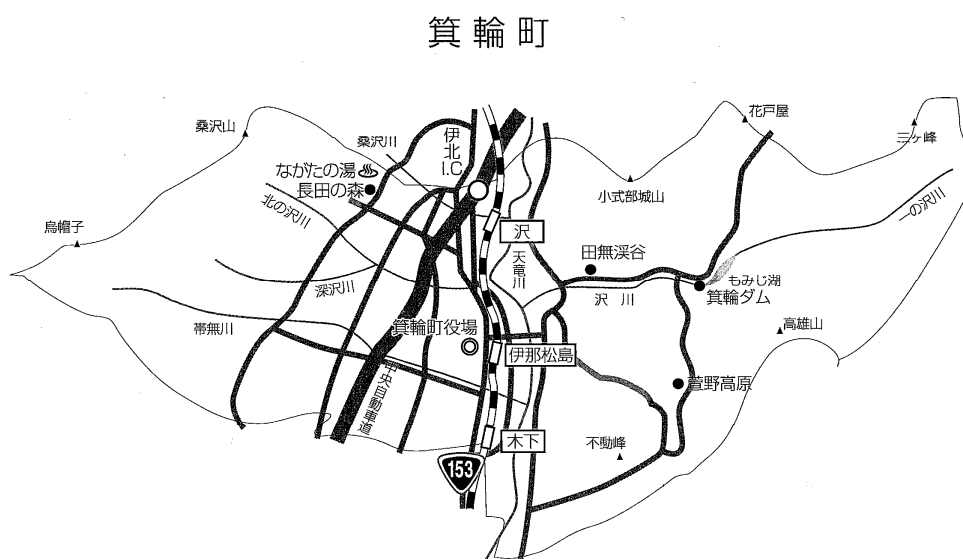
第2章 町の概要

第1節 地勢

箕輪町は長野県のほぼ中央部に位置し、天竜川が町の中央平坦地を南流し、東西には、河岸段丘が著しく発達しています。

段丘下の沖積地は古来からの水田地帯、西部には西天竜水田区から扇中央部の畑地帯を経て、中央アルプス前山に連なっています。

中央自動車道西宮線をはさんで、広域農道・県道伊那箕輪線・国道153号線・箕輪バイパス・JR飯田線と、南北を幹線が縦走しています。



(出典：箕輪町町勢要覧 2016 地勢より)

第2節 歴史・沿革

明治8年に沢村、大出村、八乙女村、松島村、木下村、上古田村、下古田村、中原新田、富田村が合併し中箕輪村になり、同年に、長岡村、北小河内村、南小河内村、福与村、三日町村が合併し東箕輪村となりました。その後、東箕輪村は、一時東箕輪村と福与村、三日町村に分かれ、明治22年に再び福与村と三日町村が合併し箕輪村となりました。昭和23年に中箕輪村に町制が施行され中箕輪町になると、その後、伊那市から中曽根を編入し、昭和30年に今の基礎となる中箕輪町、東箕輪村、箕輪村による合併で箕輪町となりました。その後、二軒屋地区が伊那市に編入し、現在の箕輪町となっています。

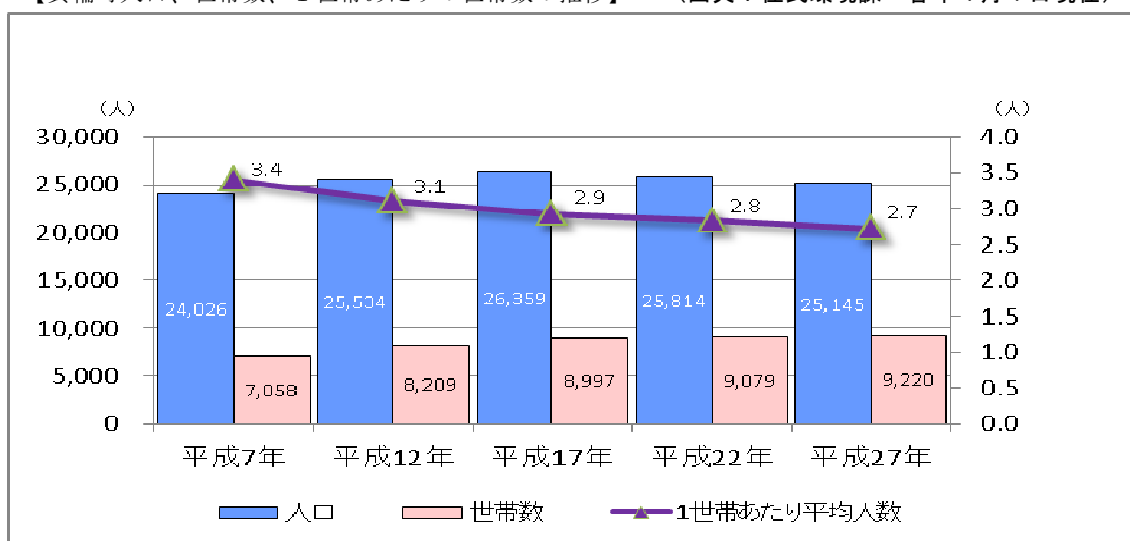
第3節 人口推移

箕輪町の人口は平成16年に26,000人を超えました。平成17年を境に人口が減少し始め、一時的に平成20年に人口微増もありましたが、その後再び減少傾向にあり、現在25,000人台になっています。

同時に、高齢化も進んでおり平成29年4月1日現在で高齢化率*は28.4%となっています。特に、東部地区、西部地区で高齢化が進んでおり、高齢化率が30%を上回る地域が8区あります。

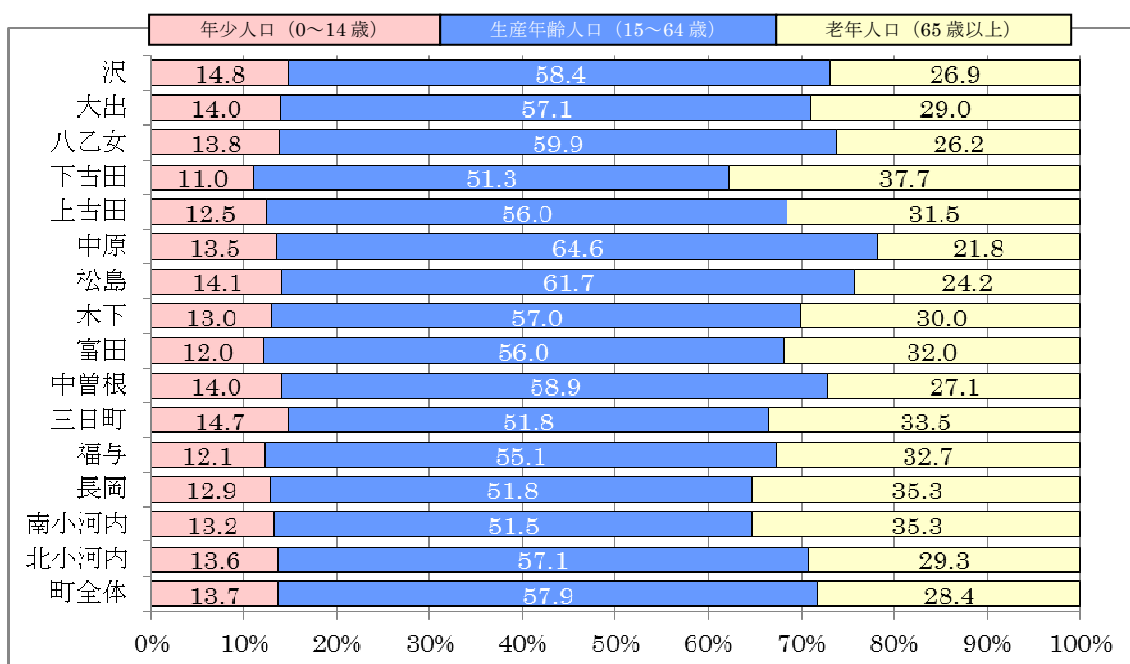
また、1世帯あたりの人数は平成7年に3.4人でしたが、平成27年には2.7人に減少し、減少傾向は町中心部で顕著となってきています。

【箕輪町人口、世帯数、1世帯あたりの世帯数の推移】 (出典：住民環境課 各年4月1日現在)



【地区別年齢3区分別人口】

(出典：住民基本台帳人口 (平成29年4月1日))



第4節 医療・国民健康保険

町内には、現在総合病院はなく、1病院、8診療所の9医療機関があります。そのうち有床医療機関は1病院となっています。2診療所は閉所しましたが、平成25年以降、内科診療所が3施設開業しています。歯科診療所は平成27年に1施設開業し、現在9診療所あります。しかし、平成28年度の住民満足度調査では、「医療環境が整っていない」という声が多くありました。また、医療機関、歯科診療所ともに町中心部に多く、東部地区、西部地区の住民にとっては交通手段の確保が課題となっています。

国民健康保険は加入世帯数及び被保険者数ともに減少していますが、医療費は増加しており、保険者である町の負担も増加しています。後期高齢者医療制度の被保険者数は年々増加し、一人当たりの医療費も県平均を大きく上回っていましたが、平成28年度は県平均並みとなっています。健康への意識を高めること、定期的に健診を受診することは、医療費の抑制につながります。町では、独自の健康づくり事業「みのわ健康アカデミー」に取り組んでおり、運動習慣、食生活の改善など健康づくりのための支援を行っています。

第5節 子育て支援

町内には子育て支援センターが2カ所、公立保育園が8園、認可外保育施設が3カ所、公立保育園に併設されている児童発達支援事業所が1カ所あります。

子育てを巡る環境の変化に伴い、働く保護者を支援するため、全保育園での未満児保育、長時間保育、松島、沢、東みのわの3保育園では乳児保育を実施しています。

また、病気の子どもの保育を行う病児・病後児保育を町内の医療機関において実施しています。

地域には親同士のつながりを目的とした子育てサークルが地区ごと立ち上がり、町内に在住する乳幼児を育てる親子の交流の場となっています。

母子健康手帳の交付者数は、ここ数年平均200人程で推移しています。

乳幼児期の子どもに対しては身近な場所での育児相談が求められています。

最近では、育児相談できる家族等が身近にいないことによる不安感もあり親への育児支援、子どもの発達支援は大変重要であり、個々の発達特性を踏まえた育児・発達相談、対応等が求められています。

町では、子ども未来課にこども相談室を設置し、妊婦から20歳まで切れ目のない相談の窓口として、保育園、子育て支援センター、健康推進課、学校教育課、小中学校等と連携をとりながら子育て支援を行っています。

第6節 教育・生涯学習・公民館

町内には、小学校が5校、中学校が1校あります。また、特別支援教育は、全ての学校で取り組み、伊那市にある伊那養護学校とも連携を取っています。高等学校は、南信地区唯一の県内にも数校しかない多部制・単位制高校が1校あります。

生涯学習・公民館は、文化センター、公民館活動を中心に子どもから高齢者まで、幅広い年代層を対象に、生涯現役を目指す人やいきいきと自分らしく暮らそうとする人を支援するため、行政や民間が提供する学習プログラムに従った活動やサークル活動、その他の主体的活動などを紹介・提供し支援しています。

また、町に暮らす人がいきいきと暮らすためのきっかけとして、新しい知識や技術を習得することも必要であると考え、学習を通じての人との交流、地域活動への積極的な参加が行われるよう、関係機関と連携をとり多様な学習プログラムを提供、紹介することにも取り組んでいます。

第7節 防災等の体制

町の防災体制は、上伊那広域消防本部と連携を図りつつ、町内6つの消防団、地域住民を中心とした自主防災組織体制により成り立っています。

避難地は町内14ヶ所、一次避難所は町内の各公民館等15ヶ所、二次避難所は大規模災害時の対応を可能とするため町内の小中学校体育館6ヶ所と社会体育館2ヶ所及び町内高校の体育館1ヶ所の合計9ヶ所が指定されています。

災害時に災害弱者となる可能性のある方を示した災害時住民支えあいマップが備えられ、毎年更新されています。また、町では要配慮者名簿を作成しており、災害時には速やかに関係者へ配布できる体制を図っています。

町全体で取り組む防災訓練時には、区、防災士、地域住民と連携し、福祉避難所設置訓練をあわせて行っています。

また、町では、防災、防犯などの課題に向け、地域ぐるみによる安全・安心なまちづくりへの具体的対策を進めており、その取り組みが評価され、世界保健機構（WHO）が推奨するセーフコミュニティ国際認証を平成24年に取得、更には平成29年に再認証となりました。引き続き「地域の絆」「協働」「継続」をキーワードに、地域住民と行政等の協働によるセーフコミュニティ活動を展開していきます。

第8節 交通機関

公共施設や市街地、医療機関、郊外の大規模店への利便性を高めるために、市街地路線を含め6路線で巡回バスを運行しています。また、朝夕は郊外の中学生の登下校の交通手段にもなっています。

また、定住自立圏縦断バス「伊那本線」が運行を開始し、伊那中央病院への交通手段が確保されました。

鉄道は、JR飯田線が通り、沢駅、伊那松島駅、木ノ下駅の3駅を有し、朝夕を中心に利用されています。高齢者、障がいのある方等については、巡回バスが条件付で無料化となりましたが、交通弱者である高齢者、障がいのある方等の町内・外の移動については継続課題となっています。重度の身体障がいのある方の移動手段は、民間事業者等による有償送迎サービスがあります。

第9節 産業・商業の現状

平成12年の国勢調査以降、産業人口は減少しており、中でも第一次産業及び第二次産業の減少が目立つ状況にあります。産業別事業所数は、製造業及び建設業は横ばい状況である一方、卸売・小売業や宿泊業・飲食サービス業は僅かながら増加しています。

商業は、国道バイパスの整備に伴い様々な店舗が出店し、新たな商業ゾーンを形成しています。国道沿いの市街地は、商店事業者の高齢化等により縮小または事業替えが起きていますが、商工会を中心に新たな集客に向けた取組みが行われています。

また、郊外にあった商店等は、コンビニエンスストアの普及や事業者の高齢化等により、多くが縮小・閉店という状況にあります。

第10節 社会福祉協議会の現状

箕輪町社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づき地域福祉*を推進する中核組織として昭和46年に法人化され、地域住民や民生児童委員協議会、福祉団体、社会福祉施設・社会福祉法人等の福祉関係者、保健・医療・教育等の関係機関の参加・協力のもと、地域に暮らす人々が住み慣れたまちで安心して暮らすことのできる「お互い様の」地域づくりの実現に向けた様々な福祉活動を推進しています。

また、地区社会福祉協議会は、その地域に暮らす人々が主体的に自らの福祉的な地域課題を解決することにより、暮らしやすい地域づくりを進める任意の組織です。箕輪町では15の地区すべてに設置され、自治組織、民生児童委員、地区内の関係組織等により構成し、それぞれの地域ニーズにあった活動を推進しています。